



第355号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
発行人 川井清治郎
大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 50円

大阪府危険物取扱者 保安講習はじまる

10月～12月、大阪、堺、茨木などで

大阪府の昭和58年度危険物取扱者保安講習は、いよいよ10月から12月にかけて、実施されることが内定した。現在予定されている会場は
大阪……(会場未定)
堺……堺市民会館
貝塚……貝塚市公会堂
茨木……茨木市商工会館
高槻……高槻市消防本部
豊中……豊中市民会館
守口……守口門真商工会議所
東大阪……東大阪市文化会館
なお次号に日程等予定表掲載の予定。

受講申込は早い目に

保安講習受講希望者は、次により早急に受講申込書を出されたい。

受講の手順

- ①所定の往復ハガキを大阪府危険物安全協会宛送付する
(往復ハガキは大阪府消防防災課、府下各消防署、府危険物安全協会にあるので受領のこと)
- ②後日、本人宛、受講申請日、講習会場等が通知される。
- ③指定された申請日に申請の手続きをとり、受講票の交付をうける。
- ④受講する。
ただし、⑦堺・泉北特別防災地区協議会、④大阪北港地区防災協議会、⑤大阪市危険物安全協会各会員事業所へは大口申込の要領について別途通知されるかもわからないので、その関係者は所属協会の事務局に連絡されたい。

7月10日(日)府立大学で 危険物取扱者試験実施

大阪府では、昭和58年度第1回危険物取扱者試験を7月10日、府立大学で実施したが、受験申請者は乙種4類3610名、丙種2612名であった。

なお、合格者の発表は8月11日行われ、免状交付は9月9日の予定。

次回は11月上旬頃

大阪府の次回試験は、11月上旬頃、乙種全類の予定。

第4回 危険物災害防止体験記録作品募集

(財) 大阪府危険物安全協会

- | | | | |
|----------|--|------|--|
| 1. 応募資格 | 府下事業所に勤務するもの | 4. 切 | 昭和58年10月末日 |
| 2. 募集内容 | 危険物災害の防止対策と体験記録
400字詰10枚—15枚 | 5. 表 | 昭和58年11月25日発行
危険物新聞紙上 |
| 3. 作品提出先 | 大阪市西区新町1丁目5-7
(四ツ橋ビル)
大阪府危険物安全協会 | 6. 表 | 彰 最優秀賞(5万円) 1編
優 秀 賞(3万円) 3編
優 良 賞(1万円) 5編
佳 作(5千円) |

<全国、最近5ケ年(昭和52~56年)危険物製造所等火災件数>

() 内数字は昭和56年度分件数を再掲

屋外タンク貯蔵所の部 30件 (3件)

- 修理中又は工事中の溶接、溶断等の火花が漏れていた危険物、付着していた危険物等に着火、火災になったもの。 13 (0)
- タンク内部の液面が下がり、電気ヒーター部分が露出して過熱状態となり火災になったもの。 2 (0)
- 配管の亀裂、損傷により漏洩した危険物が煙草の火を引火し火災となったもの。 2 (0)
- 静電気の放電スパークにより火災となったもの。 2 (2)
- 危険物の抜き取り作業中に液温が高かったため残さが自然発火したもの。 1 (0)
- 危険物の抜き取り作業中に、危険物蒸気が発生し、使用していたポンプの火花を引火して火災となったもの。 1 (0)
- 修理作業中、タンクのフランジ盲板のボルトをゆるめた際、一部残っていたガソリンが漏洩、これが静電気を引火して火災となったもの。 1 (0)
- ポンプより漏洩した重油がヒーターで加熱され火災となったもの。 1 (0)
- ポンプの加熱により、ポンプに付着した油滓に着火し、火災となったもの。 1 (0)
- 危険物取扱中、配管、フランジ部から黄りんが漏洩し火災となったもの。 1 (0)
- 屋外タンク建設中、漏電によるもの。 1 (0)
- 電線が強風のため断線し、その際発生した異常電圧がタンク内でスパークし、爆発したもの。 1 (0)
- タンク側板が腐食して危険物が漏えいして火災となったもの。 1 (0)
- 修理作業中、溶接、溶断の火花が保温材に着火して火災となったもの。 1 (1)
- 類焼によるもの。 1 (0)

屋内貯蔵所の部 23件 (8件)

- 危険物取扱中、不注意で危険物又は危険物蒸気を漏洩して火災となったもの。 4 (0)
- 危険物の自然発火により火災となったもの。 3 (3)
- 危険物を詰替中、静電気により火災となったもの。 2 (0)
- 危険物以外の物品の自然発火により火災となったもの。 2 (2)
- 危険物を詰替中、ライター等を点火したため引火して火災となったもの。 2 (2)
- 過酸化ベンゾイル貯蔵中、高温又は異物の混入により自然発火し火災となったもの。 1 (0)
- 落雷によるもの。 1 (0)
- 不注意な危険物の取扱いのため静電気が発生し、引火して火災となったもの。 1 (0)
- 作業手順の誤りのため危険物が熱分解を起し、火災となったもの。 1 (0)
- 類焼によるもの。 2 (0)
- 放火によるもの。 3 (1)
- 不明 1 (0)



消防用設備

SAFETY AND FIRE ENGINEERING



株式会社 マルナカ

- | | |
|-----------|-----------|
| 防災・設備・設計 | 消火器具一式 |
| 施工・保守・点検 | 避難設備 |
| 屋内外消火栓設備 | 自動火災報知設備 |
| スプリンクラー設備 | 非常放送設備 |
| ドレンチャー設備 | 漏電警報器 |
| 泡消火設備 | 防災設備全般 |
| ガス消火設備 | 安全衛生保護具機器 |
| 粉末消火設備 | 公害防止機器 |

- 本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
- 東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
- 神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

自動制御機構の故障

積層板製造工場（一般取扱所）で爆発

昭和57年11月14日午後9時5分頃、茨城県某合成樹脂積層板工場の危険物一般取扱所内で、積層板乾燥機が爆発した。

【危険物取扱いの概要】

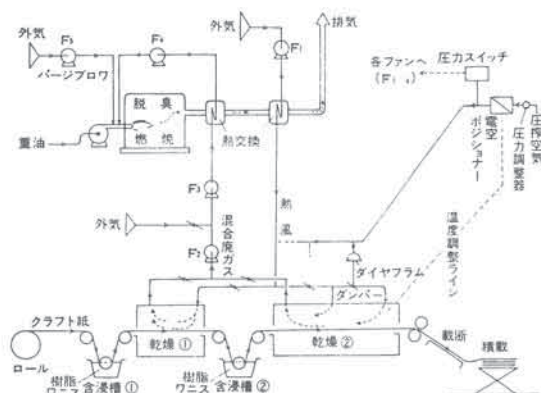
電気関係部品等に用いられる合成樹脂積層板を製造するためには、その前工程として合成樹脂の単層板を造る必要がある。この一般取扱所においては、単層板を造る一連の工程のために、合成樹脂（フェノール樹脂ワニス）とその溶剤（トルエン、メタノールなど）、燃料としての重油を取扱っている。この一連の工程は2つの主要部分から成り、その一つは単層板の骨格に当る原料のクラフト紙に溶剤で流動性等を調整した合成樹脂（ワニス）を含浸させた上、乾燥し適宜な大きさに裁断したものとす部分であり、他の一つは、この含浸乾燥工程において発生する有臭可燃性の溶剤蒸気をそのまま大気中に放散させ、環境汚染に結びつくこととならぬよう、回収した上燃焼することにより脱臭の目的も同時に果たし、無臭の廃ガスとしてしまう部分である。この燃焼に当っては、回収蒸気自体では低濃度のため燃えないので、重油バーナーを用いた燃焼設備に導き、強制的に燃焼させてしまう方式を採用している。なお、この燃焼の際発生する熱を利用し、乾燥用空気を加熱すると共に燃焼前の回収蒸気を予備加熱しているものである。

そして、これらの稼動は乾燥温度等を最適に保つように温度センサー、リレー、風量の空気動力制御等により自動的に進められると共に、操作盤によって手動制御、状況監視、異常警報の受報などができるものである。なお、これらの工程の概要は次図のようである。

【発災の状況及び損害】

事故当日は午後8時に従業員の勤務交代があり、8時40分頃には交代後勤務について従業員数名が原料のクラフト紙の取扱い、燃焼脱臭装置の定時点検、塗工機の運転と状況の確認等を順調に進めていた。なお、この定時点検により燃料重油圧力等燃焼脱臭系の状況は全て正常であった。

8時53分頃集中制御盤の非常アラームが鳴動すると共に重油ポンプの圧力異常を計器が示していたので、従業員のうち2名が即刻燃焼脱臭装置のところまで急行し確認すると、バーナーは失火の状況になっていると共に、乾燥用空気供給用ファンと排気回収用のファンが停止状態になっているのを発見した。この原因を確かめる必要はあったが、



積層板製造工程概要図

塗工機は稼動中であつたため、先ず第一にこれらを停止すべきであると判断し、燃料重油供給の完全停止のための配管弁の閉鎖、電源メインスイッチの遮断、塗工スピードの減速を経ての停止、含浸用ワニスタンクの下降による塗工の中断等の操作を順次実施した。これらの作業を実施中9時10分頃にいたり、乾燥工程（工程図、乾燥②）の部分で突然爆発が起り、瞬時に塗工機2台、燃焼脱臭装置1台、同室内のプレス機3台及び同工場棟（23,000㎡）の一部（2,500㎡）を損壊したものである。

本爆発により従業員が1名負傷すると共に、施設の直接損害額は約2億3,000万円にのぼるものと報じられている。

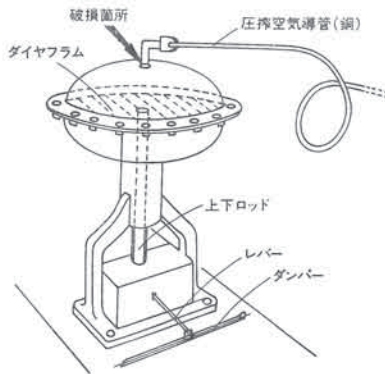
【原因】

乾燥室内における爆発であり、正常に稼動している限り発生する溶剤蒸気は供給空気によって十分稀釈され、爆発範囲の濃度に達することは無いが、給排気ファンの停止により一定時間給排気無しに塗工機の運転が進行した場合は、当然発生蒸気が蓄積し、遂には爆発範囲の濃度に達するであろうことは推定に難くない。

本事例の場合は、ファン停止の異常を認めてから十数分経過後の爆発であり、本事故の施設における各条件を因子として近似的に計算が試みられた結果では、本経過時間における濃度は10%を越えることが予測され、これは機内における混合ガスの引火爆発発生の可能性を十分充たすものである。

火源については、送りロール部における異物混入による擦過火花、燃焼脱臭装置からの逆火、乾燥機内回転部等の擦過火花、乾燥機外の直近の火源、乾燥機内の静電気火花等種々のものが考えられ、順次調査考証が進められた結果、乾燥機内の静電気火花が最も疑いの濃いものとして残った。このことは完全に物的に立証することは困難であるが、ファンの停止による乾燥機内における風圧の乱れに起因し、塗工紙に浮き上等のパタツキが生じて熱風ノズル

に接触する等の状態は考えられ、原因の第一として一応推定される結果となった。このように発火源が機内風圧変動による静電気火花の発生であり、また着火物が乾燥空気の流通を断られた機内における蓄積蒸気であるとすれば、この二者の生じる原因が何であったかを見きわめる必要があるが、これは爆発の生じる直前の異常状態の中に給排気ファンの停止が確認されていることから、その因果関係は十分推定されることである。しかし、何故ファンが停止したかについては、調査結果により次のように結論付けられている。



ダイヤフラム概要図

ファンの電源は給排気ダクトのダンパーに対してエアコンプレッサーから来る圧力空気を介して連動するようになっており、ダンパーの作動は、乾燥機内の温度センサーからの情報（制御電流）によって調整される圧搾空気の圧力に左右され、空気圧力が低くなればダイヤフラムの作動を介して閉鎖の方向へ動くようになっている。

つまり、エアコンプレッサーによって供給されている圧搾空気の圧力が低下すれば、ダンパーが閉鎖方向にはたつき、乾燥機内の熱風の流通が少なくなると共に、空気圧力を一定値以下になることによってセットされている圧カス

イッチが作動し、給排気ファンも停止するものである。従って何らかの原因でこの圧搾空気の圧力の急激な低下があったことが考えられ、その原因を順次調査したところ、ダンパーを作動させているダイヤフラムに直面しているヘッダー中央部の空気配管（内径6mm）接続部に破断のあったことが確認された。この破断は、ダイヤフラムヘッダーの製品欠陥であるのか、使用中の振動や腐食等による経年変化なのか明らかではないが、いずれにせよ順調に作動していたものが設置後2年足らずで本事故を発生させる端緒となったものである。

【教訓と対策】

本事故の調査について直接担当した現地の消防機関では、国、県の指導を待つものとしながらも今回の事故に対し、次の諸点を提言しているものである。

1. 装置の操作基準の改善

- (1) 塗工機、脱臭機等の安全マニュアルの作成と設備の改善
- (2) 塗工機、脱臭機及び重油供給設備の制御盤の連動停止
- (3) 乾燥機内部の除電装置の増設
- (4) 乾燥機内部の消火設備等封入装置の増設

2. 防火保安体制の強化

- (1) 防火管理組織等の再検討
- (2) 作業基準、異常発見時における措置及び予防規程の再検討
- (3) 防災教育と訓練等

☆ ☆ ☆

〈訂正〉 6月号記事で、優良危険物事業所のうち、大同化学工業㈱大阪油槽所の所属協会名、(泉大津)が脱炭につき訂正方お詫びします。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

可撓管継手は認定品を

大阪市、設置に関する事務処理要領制定

タンクと配管との結合部分に設置する可撓管については、さきに自治省消防庁から、運用基準が示され、財団法人消防設備安全センターが同基準に適合しているか否かの認定業務を行っているが、大阪市消防局ではこれらに関する事務処理を明確にするため、6月9日付で別紙のような通達を発令した。

可撓管継手の設置等に関する事務 処理要領 (大阪市)

1 目的

この要領は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)第11条第1項第12号の2(政令第9条第20号及び第12条第1項第11号の2においてその例による場合並びに第19条において準用する場合を含む。)の規定により、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクと配管との結合部分及び当該タンクに係る消火設備配管が地震等により損傷を受けるのを防止するための措置として、可撓管継手が設置され、又は変更される場合の事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用

この要領は、次に掲げる可撓管継手について適用するものとする。

- (1) 屋外タンク貯蔵所に係る屋外貯蔵タンク又は屋内タンク貯蔵所に係る屋内貯蔵タンクと液体の危険物を移送するための配管との結合部分に設置される可撓管継手
- (2) 製造所又は一般取扱所の屋外若しくは屋内にある危険物を取り扱うタンクと液体の危険物を移送するため

の配管との結合部分に設置される可撓管継手

- (3) 前2号に規定するタンクの消火設備配管の途中に設けられるもので、タンク側板下部に設置される可撓管継手

3 添付書類

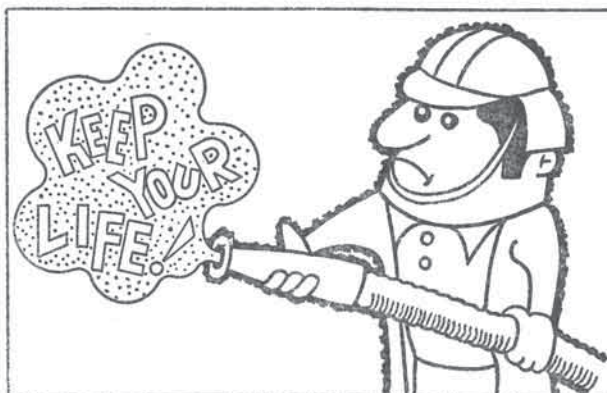
可撓管継手を設置し、又は変更しようとするときは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号以下「府令」という。)第4条第1項又は第5条第1項で規定する許可申請書(以下「許可申請書」という)に次の各号に掲げる書類を添付して提出させるものとする。

- (1) 財団法人消防設備安全センターによる型式認定に合格したことを証する別記第1号様式による認定証(写)
- (2) 別記第2号様式による構造等明細書
- (3) 可撓管継手の構造図面
- (4) 可撓管継手及びこれと近接する配管、支持架台、タンク等の配置状況が明示された図面

4 審査

可撓管継手の設置又は変更に係る審査は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 可撓管継手は、財団法人消防設備安全センターの認定に合格したものであること
- (2) 可撓管継手の変位量は、別記により算出した最大軸直角変位量の数値以上であること
- (3) 可撓管継手の設置は、次によること
 - ア 地震時等における軸方向変位量を吸収できるように設置すること
 - イ 圧縮、伸長又はねじれが生じないように設置すること
 - ウ 必要に応じ適切な支持架台により支持すること
- (4) 可撓管継手の使用は、次によること
 - ア 移送する危険物の温度は、100℃以下であること
 - イ 最大常用圧力は、10kgf/cm²以下であるとともに、圧力が著しく変動しないこと
 - ウ 移送する危険物は、可撓管継手の材質に腐食等により悪影響を与えないこと



消防機器の

トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

5 検査

可撓管継手に係る完成検査は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 可撓管継手には、(財)日本消防設備安全センターの認定を受けたことを証する型式記号、型式番号及び別記第3号様式の認定マークが表示されていること
- (2) 可撓管継手には、容易に消えない方法により最大常用圧力、ベローズの材質、製造年月日及び製造者名が表示されていること
- (3) 第3項(2)、(3)及び(4)に規定する図書の内容と一致していること

6 その他

- (1) 呼径40mm未満のフレキシブルメタルホース（非認定対象品）の設置又は変更については、次によるものとする。

ア 添付書類

許可申請書には、第3項(2)、(3)及び(4)に規定する書類を添付し、府令第6条第1項で規定する完成検査申請書（又は許可申請書）には、別記第4号様式による試験成績書を添付して提出させること

イ 審査

- (ア) 第4項(2)、(3)及び(4)に規定する事項に適合すること
- (イ) 「可撓管継手の設置等に関する運用基準について（昭和56年消防令第20号。消防庁危険物規制課長通達）」別添、可撓管継手に関する技術上の指針（以下「指針」という。）の各項目に適合すること。ただし、次に掲げる項目は除く。
 - a フレキシブルメタルホースの長さ及び最大軸直角変位量（指針第1、1(3)）
 - b 端管部の長さ（指針第1、1(4)）
 - c ベローズの厚さ（指針第1、1(5)）
 - d 耐震性能（指針第1、1(8)）
 - e 耐久性能（指針第1、1(9)）
- (ウ) 前(イ) a 及び b の項目については、呼径40mmの規

定を準用すること

- (ニ) 前(イ) c の項目については、最小値を0.3mmとすること。
- (2) 呼径400mmを超えるフレキシブルメタルホース（非認定対象品）の設置又は変更については、次によるものとする。
 - ア 添付書類
 - (1)アに準ずること
 - イ 審査
 - (ア) 第4項(2)、(3)及び(4)に規定する事項に適合すること。
 - (イ) 指針の各項目に適合すること。ただし、次に掲げる項目は除く。
 - a フレキシブルメタルホースの長さ及び最大軸直角変位量（指針第1、1(3)）
 - b 端管部の長さ（指針第1、1(4)）
 - c ベローズの厚さ（指針第1、1(5)）
 - (ウ) 前(イ) a 及び c の項目については、ユニバーサル式ベローズ形伸縮継手の対応する呼径の規定（指針第5表及び第7表）を準用すること。
- (3) 可撓管継手だけを補修又は取り替える変更については、大阪市危険物等規制規則（昭和53年大阪市規則第106号）第3条の2（軽微な変更の届出）の規定を適用し、型式認定品については第3項各号に規定する書類を、非認定対象品については第3項(2)、(3)、(4)及び別記第4号様式の書類を添付して提出させるものとする。
- (4) 次による場合は、危険物課に連絡のうえ処理するものとする。
 - ア 移送する危険物の温度が100℃を超える場合
 - イ 可撓管継手が最大常用圧力10kgf/cm²を超えて使用される場合
 - ウ フレキシブルメタルホース又はユニバーサル式ベローズ形伸縮継手以外の可撓管継手を使用される場合

附則 この要領は、訓令の日から施行する。



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



〈危険物事務資料〉

〔質疑〕危険物の判定について(滋賀県)

次の物品Aが危険物に該当するか、御教示願います。

A (成分概要)	エタノール	57.1%
	香料	28.6%
	水	14.2%
	色素等	若干
(性状)	常温で液体	
(引火点)	24°C	

〔回答〕消防庁 57.12.28. 危第127号

添付された資料から判断すれば、第4類第2石油類に該当する。

〔質疑〕火薬、爆薬類の危険物判定について

(宮崎県)

- 次に掲げる(1)~(4)の火薬、爆薬は危険物に該当するか。
 - 膠質ダイナマイト系低ニトロダイナマイト(膠質鉱工用)
 - (2)、(3)、(4)も膠質ダイナマイト
 - 硝安ダイナマイト(粉状)
 - 硝酸エステルを主とするSEP爆薬(膠質、伝爆薬)
 - (7)、(8)、(9)も硝酸エステルを主とする爆薬
 - 硝酸エステルを主とする爆薬ペンスリット(白色結晶)
 - (11)、(12)、(13)硝酸塩を主とする爆薬(粒状又はゲル状)
 - 無煙火薬湿餅薬(ゲル状)
- 前記1に掲げる品種のうち、危険物に該当するものがあれば、それを貯蔵する火薬庫は危険物屋内貯蔵所として規制すべきか。
- 危険物に該当する爆薬と該当しない爆薬を屋内貯蔵所に同時貯蔵することができるか。
(物品の諸物性や配合成分表が添付されているが省略)

〔回答〕消防庁 58.1.7. 危第2号

- 添付された資料から判断すれば、設問のうちペンスリット(4硝酸ペンタエリスリット)は第5類硝酸エステル類に該当する。
- 危険物に該当する火薬類を指定数量以上貯蔵する場合は、屋内貯蔵所として規制される。
- さしつかえない。

〔質疑〕危険物取扱数量の算定について(大阪府)

(質問の要旨)危険物の取扱数量の一般的算定方法については、40.4.15付で自治省より示されているが、次の点についてご教示下さい。

1. 取扱の概要

鋳物製造工場において、鋳物表面処理用として、鋳型に塗型剤A(第1石油類、引火点10°C)を塗布し、銑鉄を流し込んで危険物を燃焼消費する。

塗型剤A(100ℓ)は、あらかじめ工場に搬入した薬品B(準危険物第1種引火物)70kgとイソプロピルアルコール約40ℓを原料として、鋳型に塗布する直前に、両者を混合して造り、すみやかに消費される。薬品Bは、メタノール約27%、トルオール6%、水2.5%、外にタルク、マグネシヤクリンカーなどでペースト状のもの

2. 疑義内容

上記危険物の取扱いにおいて、数量の算定は次のいずれによればよいか。

- 原料としての危険物は、イソプロピルアルコールのみであり、中間的に塗型剤Aが生じるが、これは危険物の消費に伴う一時的な取扱いとみなし、アルコール類40ℓ(指定数量の0.2倍)の取扱いとする。
- 原料としての危険物はイソプロピルアルコールのみであるが、中間的に塗型剤Aが一時的にせよ製造されるので、原料と製品の取扱数量を比較して大なるもの、すなわち塗型剤(第1石油類)100ℓ(1倍)の取扱いとする。

〔回答〕消防庁 58.6.17. 危第54号

設問の数量の算定は(2)によるべきである。



ロマンに挑戦
防災設備機器で未来をひらく
ハッタ



消火器・消火装置の総合メーカー
株式会社 **初田製作所**

本社工場 / 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
〒573 TEL (0720) 56-1281(代)

大阪支社 / 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号
〒555 TEL (06) 473-4870~4

枚方営業所 / 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
〒573 TEL (0720) 56-1280

堺出張所 / 堺市中之町東2丁目2番13号
〒590 TEL (0722) 21-3444

80年代ハッタのロマン ● ハッタのロマンはお客さまと共存します ● ハッタのロマンは市場を豊かにします ● ハッタのロマンは技術革新に挑戦します

臨海地域で消防訓練 (泉大津)

泉大津市消防本部では、7月1日「国民安全の日」にちなみ、自衛消防隊との合同訓練を実施した。

訓練は熊野灘を震源地とする強震(震度5)におそわれ石油タンクが破損、灯油が流出して火災が発生、隣接するタンク群に延焼危険があるとの想定で、菱油ターミナル棟大阪事業所で実施した。消防本部からは大型高所放水車など5台、事業所から消防車2台、人員は総勢80名が参加、緊急バルブ開閉、泡消火設備の操作など実践さながらの訓練が行われた。



大阪市、予防査察課長に辰己氏

大阪市では6月15日付で課署長級の、又6月30日付で係長級の異動を発令した。課署長の人事異動は次のとおり。

- ▷設備課長 出村谷博郎(都市整備局工事課長)
- ▷予防査察課長 辰己義雄(東淀川署長)
- ▷司令課長 岡積勝雄(大正署長)
- ▷警備主幹 松浦宗人(此花副署長)
- ▷総務課長代理 鳳敏幸(予防査察課予防係長)
- ▷人事教養課長代理 森田武(生野副署長)
- ▷救急課長代理 椿隆助(救急課救急係長)
- ▷都島署長 桜田正昭(総務課長代理)
- ▷此花署長 松下保(鶴見署長)
- ▷大正署長 吉田美次(淀川署長)
- ▷天王寺署長 寺田清(西淀川署長)
- ▷西淀川署長 岡本吉晃(北副署長)
- ▷淀川署長 西山洋(平野署

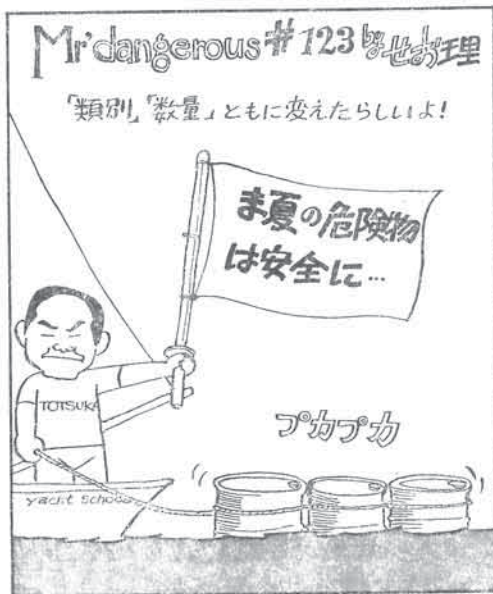
- 長)▷東淀川署長 松村勝治郎(旭署長)
- ▷東成署長 橋本成男(水上署長)
- ▷旭署長 松尾武夫(人事教養課長代理)
- ▷鶴見署長 高角栄人(東副署長)
- ▷平野署長 山口隆生(警備主幹)
- ▷西成署長 八幡定年(司令課長)
- ▷水上署長 上田桂一(西成副署長)

〔退職者〕

- ▷田中隆夫(設備課長)
- ▷山本大吉(都島署長)
- ▷井谷稔(此花署長)
- ▷大西輝和(天王寺署長)
- ▷熊野昭一(西成署長)

南方面部会開催

南方面部会では、6月28日午後3時より泉南郡岬町淡輪「新黒崎」において方面部会を開催、各会長をはじめ各消防長および大阪府危険物安全協会藤井理事長も出席、嶋田部会長のあいさつにはじまり各種意見交換が行なわれ、ひきつぎ懇談会に移り、きわめて和やかな雰囲気の中に午後7時頃解散した。



やります。

できます。

ますます複雑化する社会にあって

積み重ねてきた経験と新しい発想で防災に取り組むヤマト。

「やります」「できます」——の意気込みで

着実に前進しています。



消火装置・警報装置・避難設備・消火器

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

防災のトータルプランナー YAMATO

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.06(976)0701代
■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.03(446)7151代